



TIPLO News

2023年8月号(J288)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 生成系 AI が知的財産権に關与 知的財産局が今後ガイドラインを作成し、知財紛争を回避
- 02 TSMC がグローバル R&D センターを開設、斬新な技術革新ハブを構築

台湾ハイテク産業情報

- 01 群創光電（イノラックス）が Dimenco と提携 シミュレーテッド・リアリティ 3D 市場に参入

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権関連
商標権者死亡後の商標使用認定に係る問題
- 02 著作権関連

告訴人は商標権または図形著作を単純に平面、非立体、グラデーションなしで撮影し、書籍にまとめて出版し、且つテキスト解説を追加したが、改作したところはなく、即ちこれは創作性を欠き、派生著作ではなく、元の図形と変わらないので、著作権法で保護されるものと認めることは困難である。

今月のトピックス

J230716Y1

J230716Y3

01 生成系 AI が知的財産権に関与 知的財産局が今後ガイドラインを作成し、知財紛争を回避

人工知能（AI）技術はチャンスをもたらすのと同時に、知的財産権に関する紛争も派生してしまう。経済部知的財産局は現在、生成系 AI の著作物と専利権^{*}に関わる懸念の討論に着手するとともに、AI モデル学習データのフェア・ユースの範囲について、将来ガイドラインの設置を企画し、一般大衆に権利侵害の問題を考慮するように注意を促す。（※訳注：「専利権」には特許権、実用新案権、意匠権が含まれる）

知的財産局は次のように述べている。AI 技術は現在なお萌芽期にあり、学習に使用するデータの出所が他人の作品なのかを確定できないため、AI の企業が（他人の作品を利用するために）利用許諾を得ているか、又は（AI の企業は）消費者に対し（AI 生成物の）ビジネス目的の利用について再許諾できるのかを判断できない。疑問点が明らかになるまでは、不必要な法的紛争が発生するのを回避するために、一般大衆に対して AI が生成したコンテンツを娯楽用又は自分用のみに使用するようアドバイスしている。塾の教材使用は対外的に発行、販売を行っていないが、権利者の複製権及び頒布権を侵害する可能性があるため、慎重に行う必要がある。

現行の著作権法が保障する主体は自然人又は法人であり、単に AI が生成した図や文字は原則的に著作権法の保護を受けないが、創作者が AI を補助ツールとして創作し、その創作の中に人類の思想や努力が寄与する部分が含まれているときは、法律の保障を受けるよう主張できる。

AI 演算法の発展と成果の権利帰属に係る問題について、知的財産局は、AI 生成物が著作権又は専利権を享受できるのか、学習データのフェア・ユースの範囲、企業の営業秘密保護強化など 3 つの重要な角度から討論をすでに進めており、現段階では一般大衆の AI 応用に対する懸念を収集し、将来的には AI から派生する著作権というテーマでガイドラインや FQA を作成して、一般大衆の参考に供することを企画している。（2023 年 7 月）

J230728Y5

02 TSMC がグローバル R&D センターを開設、斬新な技術革新ハブを構築

台湾積体電路製造股份有限公司（TSMC）は 2023 年 7 月 28 日、新竹サイエンスパークにおいてグローバル R&D センターの落成式を執り行った。

グローバル R&D センターは TSMC において研究開発を担う組織の新拠点となり、そこで働く研究者たちは 2 ナノメートルプロセス以降の最先端技術の開発に専念するとともに、新材料やトランジスタ構造などの分野における研究をさらに進めていく。

TSMC グローバル R&D センターの延床面積は 30 万平方メートルに達し、グリーンウォール（壁面緑化）、雨水再利用システム、自然光を最大限に利用できる窓、ピーク時には 287 キロワットを発電できる屋上ソーラーパネルな

どを含むグリーンビルディングのデザインが採用されており、これは TSMC の持続可能な発展に尽力するというコミットメントを示すものである。(2023 年 7 月)

台湾ハイテク産業情報

J230703Y5

01 群創光電（イノラックス）が Dimenco と提携 シミュレーテッド・リアリティ 3D 市場に参入

群創光電は 2023 年 7 月 3 日、戦略的パートナー Dimenco との許諾協議締結を発表した。今後は、シミュレーテッド・リアリティ (Simulated Reality, SR) 3D ディスプレイの共同開発を継続的に行い、Dimenco SR シミュレーテッド・リアリティ技術を業界をリードする群創のマルチディスプレイソリューションに導入し、次世代 3D ディスプレイへの卓越したソリューションの提供に注力する。

群創によると、新たな Dimenco とのシミュレーテッド・リアリティ 3D ディスプレイソリューションの共同開発は、最新のディスプレイ技術で消費者の眼を捉え、ユーザーに全く新しい没入型体験をもたらすという。SR シミュレーテッド・リアリティ技術は平面ディスプレイをとおしてリアルな多次元の視覚効果を創造する特許技術であり、この技術はウェアラブル装置を一切必要とすることなく、平面ディスプレイの 2D インタラクティブをシミュレーテッド・リアリティ 3D 没入型体験に転換することができる。今回の Dimenco との提携によって 3D ディスプレイ市場のニーズを大いに満足させることで、ディスプレイ産業チェーンにおいて長期的に共同で競争優位性を築いてゆく考えである。

群創総経理の楊柱祥氏は、今回の群創と Dimenco による技術研究開発における濃密な提携は、今後 3D ディスプレイソリューションの開発と統合を加速させるうえ、Dimenco の独占シミュレーテッド・リアリティ技術の搭載により、世界中のユーザーに最も上質で価値の高い 3D ディスプレイソリューションを提供でき、それと同時にこの技術もリアリティアミューズメント、スマート医療、スマートラーニング等多種の革新領域に根付いて花開くはずなので、没入型体験に多くの革新的発展をもたらすことになる」と述べた。

Dimenco CEO Maarten Tobias 氏は、今回の協議は SR 技術をたゆまぬ努力で発展させていくにあたって重要なマイルストーンであり、群創は長年の豊富な製造能力と技術の蓄積により、いっそう SR 技術を強化することができるほか、これに Dimenco の専門知識と技術も加わるので、今後ユーザーに幅広い製品を提供することができる見込みであり、2024 上半期には群創が製造する初の 27 インチ SR シミュレーテッド・リアリティ 3D ディスプレイを発表できることを期待していると述べた。(2023 年 7 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 商標権者死亡後の商標使用認定に係る問題

■ ハイライト

本件原告（即ち無効審判請求者）の前代表者である郭○忠は 2004 年 8 月 26 日に「興及び囟 XING JI FOOD」商標を以て、第 30 類の水餃子等商品での使用を指定して、被告（知的財産局）に商標登録を出願し、2005 年 5 月 16 日に第 01154575 号商標登録（以下「係争商標」）を許可され、さらに 2025 年 5 月 15 日までの存続期間延長も許可されている。その後商標権者である郭○忠が 2017 年 2 月 12 日に死亡し、2021 年 10 月 21 日に台北地方裁判所から、郭○忠の遺産に関して係争商標を郭○忠の配偶者、即ち参加人に分配するという 107 年度重家財訴字第 9 号民事判決が下された。一方、上記判決により郭○忠の遺産が分割される以前に、相続人は郭○忠の株主としての権利を行使する協議で合意に達することができず、原告を代表する取締役を選任できなかったため、裁判所は 2020 年 7 月 6 日に許○華弁護士を原告の臨時管理人（訳注：一時代表取締役相当）として選任した。原告は間もなく 2020 年 10 月 8 日に係争商標について、2017 年 2 月 12 日から使用の停止が継続して 3 年経過しているため商標法第 63 条第 1 項第 2 号規定に違反しているとして、被告にその登録を取り消すよう請求した。被告は 2021 年 6 月 28 日に中台廢字第 L01090632 号商標取消処分書を以て、「第 01154575 号『興及び囟 XING JI FOOD』商標に係る指定商品『麵類、平打ち麵、ラーメン、油そば、卵麵、うどん、野菜麵、そば、麵、トウモロコシ麵、細麵、スパゲッティ、餃子の皮、生地』の登録を取り消す。本件商標のその他の指定商品の登録については取消請求が成立しない。」という処分（以下「原処分」）を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部も棄却したため、原告はなお不服として行政訴訟を提起した。

知的財産及び商事裁判所の判決趣旨の概要は以下の通り：

郭○忠が係争商標の登録を出願したのは、原告の事業経営において使用するためのものであり、かつ郭○忠は元来原告の代表者であり、原告は郭○忠が生前に原告名義で係争商標を販売する水餃子、冷凍水餃子の商品に使用しており、郭○忠が生前に原告に対して係争商標の使用を原告に許諾していたと認めることができる。郭○忠が 2017 年 2 月 12 日に死亡した後、係争商標及び原告に対する出資は遺産に該当し、共有の権利となり、遺産を分与するまでは、相続人が共有するものとなる。原告は 2018 年 1 月乃至 5 月に係争商標を使用し続け、2018 年 10 月まで原告は元来の店舗において従来の方法で販売と営業を続け、いかなる相続人も原告の商標使用に対して反対した、又は異議を唱えた事実はなく、相続人全体が原告の 2018 年 10 月までの係争商標の継続使用に対して黙認する同意があったと推認でき、相続人全体が係争商標を分配しよう

とする遺産として保護し続ける本意に反していない。商標の使用許諾は、商標権者がその登録商標の指定商品又は指定役務の全て又は一部の占有権を他人の使用に付与するものであり、財産権の処分は、一方が他方の事務処理を行うことを内容とする労務提供の委任契約とは異なり、商標の使用許諾は、単に信任関係に基づくものではなく、継続性を有するため、使用許諾関係は郭〇忠の死亡によって消滅するものではなく、相続人全体が商標使用許諾契約の権利と義務を相続することになる。

信義誠実の原則は一般的な法律の原則であり、公法の分野で適用される。原告は2020年10月8日に係争商標の登録取消を請求する前の3年以内の期間において係争商標の被許諾者であった。前商標権者である郭〇忠が原告を設立した後、係争商標は原告の事業を経営するのに使用され、それが原告に係争商標の使用を許諾したことは、即ち原告が商習慣により係争商標を使用し続けると信頼したものであったことが分かり、原告が使用を停止してすでに3年経っていることを理由に係争商標の登録取消を請求することは権利の濫用であり、信義誠実の原則に反するものである。

II 判決内容の要約

知的財産及び商業裁判所行政判決

【裁判番号】110年度行商訴字第91号

【裁判期日】2022年7月27日

【裁判事由】商標登録取消

原告 興記有限公司

被告 經濟部知的財産局

参加人 郭林〇旭

上記当事者間の商標登録取消事件について、原告は經濟部2021年10月19日付経訴字第11006308420号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。当裁判所は参加人に対して本件被告の訴訟に独立参加するよう命じた。当裁判所は次の通りに判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告の前代表者である郭〇忠は2004年8月26日に「興及び図 XING JI FOOD」商標を以て、当時の専利法施行細則第13条に定める商品及び役務区分表第30類の「水餃子、ワンタン、麺類、平打ち麺、ラーメン、油そば、冷凍水餃子、冷凍ワンタン、卵麺、蒸し餃子、うどん、野菜麺、そば、麺、トウモロコシ麺、細麺、スパゲッティ、餃子の皮、生地」商品での使用を指定して、被告（知的財産局）に商標登録を出願し、被告の審査を経て2005年5月16日に第01154575号商標登録（以下「係争商標」、添付図の通り）を許可され、

その存続期間は 2005 年 5 月 16 日から始まり、延長手続きにより 2025 年 5 月 15 日までの延長が許可されている。その後商標権者である郭〇忠が 2017 年 2 月 12 日に死亡し、2021 年 10 月 21 日に台北地方裁判所から、郭〇忠の遺産に関して係争商標を郭〇忠の配偶者、即ち参加人に分配するという 107 年度重家財訴字第 9 号民事判決が下された（上記判決は 2021 年 12 月 2 日に確定されている）。一方、上記判決により郭〇忠の遺産が分割される以前に、相続人は郭〇忠の株主としての権利を行使する協議で合意に達することができず、取締役の代表として原告を選任できなかったため、裁判所は 2020 年 7 月 6 日に許〇華弁護士を原告の臨時管理人（訳注：一時代表取締役に対応）として選任した。原告は間もなく 2020 年 10 月 8 日に係争商標について 2017 年 2 月 12 日から使用の停止が継続して 3 年経過しているため商標法第 63 条第 1 項第 2 号規定に違反しているとして、被告にその登録を取り消すよう請求した。被告が審理した結果、被告は 2021 年 6 月 28 日に中台廢字第 L01090632 号商標取消処分書を以て、「第 01154575 号『興及び囟 XING JI FOOD』商標に係る指定商品『麺類、平打ち麺、ラーメン、油そば、卵麺、うどん、野菜麺、そば、麺、トウモロコシ麺、細麺、スパゲッティ、餃子の皮、生地』の登録を取り消す。本件商標のその他の指定商品の登録については取消請求が成立しない。」という処分（以下「原処分」）を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部も棄却したため、原告はなお不服として行政訴訟を提起した。当裁判所は、本件判決において原処分及び訴願決定を取り消したならば、前商標権者である郭〇忠の相続人全体の権利又は法律上の利益に影響が生じると認め、職権により参加人に本件被告の訴訟に独立参加するよう命じた。

二 原告の主張

- 1.原処分の登録第 01154575 号「興及び囟 XING JI FOOD」商標が使用を指定する「水餃子、ワンタン、冷凍水餃子、冷凍ワンタン、蒸し餃子」商品の取消請求不成立部分及び訴願決定をいずれも取り消す。
- 2.被告は登録第 01154575 号「興及び囟 XING JI FOOD」商標が使用を指定する「水餃子、ワンタン、冷凍水餃子、冷凍ワンタン、蒸し餃子」商品の登録について、取消請求成立の処分を下さなければならない。
- 3.訴訟費用は被告の負担とする。

三 被告の主張

声明：原告の訴えを棄却し、訴訟費用は原告の負担とする。

四 判決理由の要約

（一）調べたところ、係争商標は麦穂とリボンで囲まれた、デザインを施された「興」の文字と、その下方に配置される「XING JI FOOD」とで構成され、第 30 類：「水餃子、ワンタン、冷凍水餃子、冷凍ワンタン、蒸し餃子」商品（当裁判所ファイル(-)第 203 頁を参照）での使用を指定している。原告は係争商標が正当な理由なくして未使用又は使用の停止が継続して 3 年経過したものであると主張しており、参加人はこれを否認し、被許諾者が原告であること、参加人が 3 年以内にいずれも係争商標を使用していることを示す証拠を提出した。これは本件の争点である、原告が登録取消を請求した日、即ち 2020 年

10月8日前の3年以内の期間において係争商標が指定商品である「水餃子、ワンタン、冷凍水餃子、冷凍ワンタン、蒸し餃子」に使用されていた否かに係る事実を示すものである（当裁判所ファイル(一)第184頁の準備手続調書を参照）。ここで取消請求、訴願及び本件訴訟手続きにおいて参加人が提出した使用に係る証拠資料並びに当裁判所が職権で調査したサイト資料を斟酌し、以下のように分析する。

- 1.参加人が提出した答弁証拠7、8は貝比的部落格（ベイビーのブログ）が2018年1月4日に投稿した文章と写真、珍妮特的精彩人生部落格（ジャネットの素晴らしい人生ブログ）が2018年5月2日に投稿した文章と写真である。これらの2つのブログではいずれも係争商標の冷凍餃子の外包装袋と水餃子の商品、店の看板又は店で販売されている様子、包装裏側等の写真（乙証1ファイル第105～120頁を参照）が見られ、とくに珍妮特的精彩人生部落に貼られた商品の写真には製造者名「興記有限公司」、住所「台北市○○○路○段000號」が表示されており、いずれも原告の社名及び登録住所と同じである。原告の会社設立登記表、変更登記表がファイルされているので調べることができる（当裁判所ファイル(一)第333-360頁を参照）。原告は2018年1月から5月までの間に係争商標を「水餃子、冷凍水餃子」商品の包装に表示し、陳列、販売を行っていたと認めることができ、販売という商取引の過程において係争商標を使用したものであり、通常の商習慣に合うもので、関連の消費者にそれを商標であると認識させるのに十分である。
- 2.郭○忠は元来原告の代表者であり、原告は郭○忠が生前に原告名義で係争商標を販売する水餃子、冷凍水餃子の商品に使用しており、2012年3月15日、2016年4月9日のサイト資料（当裁判所ファイル(二)第7-10頁を参照）から、郭○忠が生前に原告に対して係争商標の使用を原告に許諾していたと認めることができる。原告はすでに使用を許諾され、2018年に係争商標を「水餃子、冷凍水餃子」商品に使用しており、商標法第63条第1項第2号但書の規定により、係争商標は本件取消請求日（即ち2020年10月8日）以前、正当な理由なくして使用の停止が継続して3年経過したとは認めがたい。
- 3.原告の主張によると、前商標権者である郭○忠が生前原告に係争商標の使用を許諾しておらず、たとえ口頭で許諾していたとしても、許諾契約は無名契約であり、「目的譲渡論」に基づいて民法第550条の委任関係を類推すべきであり、当事者の一方が死亡したことで当該使用許諾契約が消滅するため、郭○忠が死亡した後、形式上、たとえ使用外観にあったとしても、原告が合法的に商標権を実施したものではない；また郭○忠の相続人が株主としての権利を共同で行使する協議で合意に達することができず、原告の取締役を補選して会社業務を続行できず、原告が事実上経営できない状況に至り、原告が組織を代表する期間はなく、販売を目的として係争商標を使用した状況はなかったとしている。調べたところ、郭○忠は2017年2月12日に死亡した後、係争商標及び原告に対する出資は遺産に該当し、共有の権利となり、遺産を分与するまでは、相続人が共有するものとなる。原告が2018年1月乃至5月に係争商標を「水餃子、冷凍水餃子」商品に使用し続けたことは前述した通りである。かつ2018年10月まで原告は

元来の店舗において従来の方法で販売と営業を続け、いかなる相続人も原告の商標使用に対して反対した、又は異議を唱えた事実はないことも、原告が争うものではない（当裁判所ファイル(-)第 183 頁を参照）。これに基づき、相続人全体が原告の 2018 年 10 月までの係争商標の継続使用に対して黙認する同意があったと推認でき、相続人全体が係争商標を分配しようとする遺産として保護し続ける本意に反していない。

4. 商標法第 5 条でいう「販売を目的として」とは、市場の取引過程において自らの商品又は役務を販売することをいい、その販売市場の地域の範囲には国内市場における販売と国内からの輸出が含まれる。「輸出」とは、わが国の領域から商品を海外に販売することをいい、その後続く商取引行為は海外市場で行われるが、商標法第 5 条第 1 項第 2 号には、輸出商品上における登録商標の表示は、その登録商標の使用であると認めると規定されている。また商取引の過程において、商標権者がわが国で商標を使用する行為があることを示す証拠があるとき、例えば関連する注文票に登録商標が表示され、かつ関連の購買交渉がわが国で行われ、取引相手にわが国で取引行為を完了したと認知させるに十分であるときは、わが国での使用に該当する。前商標権者である郭○忠が原告に係争商標の使用を許諾したほかに、2013 年 11 月 18 日に参加人に係争商標を使用してもよいと許諾しており、参加人は同日、新村公司与香港における興記水餃子の代理販売に関する契約を締結しており、今まで台湾で製造し香港に出荷してきた冷凍水餃子の包装袋には係争商標等が使用されていると、代理人は主張しており、すでに参証 1、即ち参加人と新村会社が締結した全権代理契約書、参加人と新村会社が郭○忠と署名した商標使用許諾契約書、参加人が他に経営する東門興記有限公司が発行した統一發票（領収書）等を証拠として提出している。したがって、係争商標は本件取消請求日（即ち 2020 年 10 月 8 日）以前、正当な理由なくして使用の停止が継続して 3 年経過したという状況はない。

(二) 個別の事件において、商標が実際に使用されていると認められる商品又は役務が登録されている指定商品又は役務の範囲に適合するとき、商標権者が逐一挙証する負担を免除するため、登録されている指定範囲と実際に使用されている商品又は役務の「性質が相当する」又は「同じ性質である」商品又は役務について、合理的な範囲内で使用していると認定できる。その判断基準は、商標が実際に使用されている商品又は役務が、その内容、専門技術、用途、機能等で同じであるか否かについて、商習慣上、一般の公衆が同じ商品又は役務であると認定するか否かで決まる。また二つの商品又は役務が上位と下位、包括、重複又は相当の関係にあるときは、その商標が実際に使用される商品又は役務と、使用が指定されている商品又は役務が一致すると認めることができる。本件は参加人が取消審判における答弁段階及び本件訴訟過程で提出した使用証拠資料を斟酌した結果、取消請求日、即ち 2020 年 10 月 8 日以前の 3 年以内の期間において、原告と参加人はいずれも係争商標を指定商品である「水餃子、冷凍水餃子」に使用していた事実があったと認めることができる。「水餃子、冷凍水餃子」商品と係争商標の指定商品「ワンタン、冷凍ワンタン、蒸し餃子」はいずれも小麦粉の皮で餡を包み、水で煮るか、油で焼くかする餃子類に食品

であり、商習慣上、一般の公衆が両者に重複又は相当の関係を有する同質性の商品であると認めることができるはずである。前述の証拠資料はすでに係争商標が取消請求日以前の3年間に、販売を目的として指定商品である「水餃子、冷凍水餃子」に使用されていたことを証明でき、同じ性質を有する「ワンタン、冷凍ワンタン、蒸し餃子」商品についても使用の事実があると認めることができる。

(三) 調べたところ、前商標権者である郭○忠は生前に原告に係争商標の使用を確かに許諾しており、上記許諾関係は郭○忠の死亡によって消滅するものではなく、相続人全体が商標使用許諾契約の権利と義務を相続することになる。しかもファイル内の証拠によると、原告は2018年1月乃至5月に「水餃子、冷凍水餃子」商品に係争商標を使用しており、2018年10月まで原告は元来の店舗において従来の方で販売と営業を続け、いかなる相続人も原告の商標使用に対して反対した、又は異議を唱えた事実はなかったことは前述した通りであり、原告は2020年10月8日に係争商標の登録取消を請求する前の3年以内の期間においては係争商標の被許諾者であった。また登録商標を他人に使用を許諾するとき、被許諾者の使用は商標権者の使用とみなされる。例えば商標権者は被許諾者が商習慣により当該登録商標を使用すると信頼し、自ら使用したり、別途他人に使用を許諾したりしなかった場合、被許諾者がその後正当な理由なくして登録商標使用の停止を継続して3年経過したものであることを理由に、被告に対して商標登録の取消を請求し、同時に商標登録を出願することにより当該商標権を取得するならば、健全な法秩序に反する。本件の前商標権者である郭○忠が原告を設立した後、係争商標は原告の事業を運営するのに使用され、それが原告に係争商標の使用を許諾したことが分かるとき、即ち原告が商習慣により係争商標を使用し続けると信頼したものであり、原告が使用を停止してすでに3年経っていることを理由に係争商標の登録取消を請求することは権利の濫用であり、信義誠実の原則に反するものであることを、ここに併せて述べておく。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産事件審理法第1条、行政訴訟法第98条第1項前段により、主文の通り判決する。

知的財産第四法廷

裁判長 林欣蓉

裁判官 林昌義

裁判官 吳靜怡

添付図：

係争商標（登録第01154575号）
出願日：2004年8月26日（商標権存続期間：2005年5月16日～2025年5月15日）
出願人：郭○忠
指定商品又は指定役務：第30類：「水餃子、ワンタン、麺類、平打ち麺、ラーメン、油そば、冷凍水餃子、冷凍ワンタン、卵麺、蒸し餃子、うどん、野菜

麵、そば、麵、トウモロコシ麵、細麵、スパゲッティ、餃子の皮、生地」商品。



02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

- I 告訴人は商標権または図形著作を単純に平面、非立体、グラデーションなしで撮影し、書籍にまとめて出版し、且つテキスト解説を追加したが、改作したところはなく、即ちこれは創作性を欠き、派生著作ではなく、元の図形と変わらないので、著作権法で保護されるものと認めることは困難である。

■ ハイライト

裁判所の判決は次の通りである。即ち告訴人の著作「台湾古董雑貨珍藏圖鑑」にある写真について、これをもって鉄製の広告看板が作成されたが、図鑑の写真は、初期の台湾骨董品の外観を忠実に表現しており、創作性がなく、著作権法で保護される写真著作ではない。告訴人は他人の商品名またはロゴ、即ち他人の図形著作をまとめて書籍を出版し、且つテキスト解説を追加したが、改作したところはなく、即ち創作性を欠き、派生著作ではなく、元の図形と変わらないので、著作権法で保護されるものと認めることは困難である。検察官によって提示された証拠は、被告人による写真機器を使用した前記広告看板の写真撮影、公開展示、及び公開伝送のどこが著作権法に違反する犯行なのかを証明するには不十分であり、無罪とすべきである。

II 判決内容要約

台湾彰化地方裁判所

【裁判番号】 111年度智易字第4号判決

【裁判期日】 2022年6月21日

【裁判事由】 著作権法違反

公訴人 台湾彰化地方検察署検察官

被告人 詹榮秩

主文

詹榮秩は無罪。

一 事実要約

「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」著書（王思迅、吳志鴻、胡紅明共著）の「花王洗髮粉」「公衆電話」...などの広告看板の写像是すべて書籍の共著者、即ち告訴人胡紅明が執筆したものであり、被告は写真機材を使って前記広告看板の写像を撮影し、更に大画像出力して鉄板に貼付する方法で、複製、公開展示、公衆送信によって、友人である彭彦翔が運営する「蘆味蔬食懷舊小吃」店内に掛け、更に「蘆味蔬食懷舊小吃」の Facebook ソーシャルネットワーキングサイトのファングループで公開した。被告人が著作権法第 91 条第 1 項の無断で複製の方法を以て他人の著作財産権を侵害し、第 92 条の無断で公開伝送及び公開展示により他人の著作財産権を侵害したと告訴人は認識した。

二 本件争点

告訴人が執筆した「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」は著作権法で保護されるか？

三 判決理由の要約

(一) 写像の著作物は、主題の選択、光と影の処理、修飾、組み合わせ、またはその他の芸術的な造形方法をもって、カメラにより制作された作品であって始めて保護を受ける。単純にカメラで撮影した実物の写像は、著作権法でいう著作と認定することは難しい（最高裁判所 98 年度台上字第 1198 号判決要旨を参照）。

(二) 告訴人が執筆した「台湾古董雜貨珍藏圖鑑」の内容は、台湾の日本統治時期及び台湾早期農業時代の旧時代の商品、広告看板または看板などを集めてまとめたものであり、写像を撮った後にテキスト解説を付けて編纂して出版したものである。その撮影内容または商標権がある他人の商標、実物商品、広告看板及び看板を対象とした内容であり、その目的は、旧時代の現物の実際の色彩と形を再現することである。そのうち、「花王洗髮粉」、「王子麵」、「森永」.....等などの看板写像是すべて他人の平面商標または製品写像であり、告訴人は単に撮影しただけであり、他に「二次的著作物」にあたるフォント、色味の調整または改作等を行っていない。また「公衆電話」の看板の写像内容については、「公衆電話」の 4 文字、初期のダイヤル式電話の図形、英語「PUBLIC TELEPHONE」及び赤い右矢印記号であり、単に公衆電話の位置を示しているだけであり、創作性があると認定することは難しい。よって、告訴人は、前記物件について平面、非立体、非カラーグラデーションの「実物を撮影したのであり」、これは各広告看板、看板の写像を単純に複製する行為であり、前記最高裁判所の判決要旨によれば、告訴人の前記図鑑にある広告看板、看板の写像は写真家の個性または独自性を表現するのに十分とは言い難い、または、写真家の内面の考えや感情を表現するのに十分な芸術的な形式であるとも言い難いものであり、創作性に欠け、著作権法で保護される写真著作と認定することは難しい。

(三) 著作権法第 6 条では、「原著作物を改作した創作は二次的著作物であり、独立の著作物としてこれを保護する。二次的著作物に対する保護は、原著作物の著作権に影響を及ぼさない」と規定されている。「二次的著作物」は著作権

法で保護されるが、それは改作された部分のみで、改作されていない場合、著作権は依然として元の著作権者に属する。本件告訴人は、他人の商品名称またはロゴ、即ち他人の図形著作を書籍にまとめ、且つテキスト解説を追加し、大変な工夫を重ねたので、高齢者は昔を懐かしむことができ、心が癒されるが、改作はなく（告訴人の図鑑内容はレトロ、ノスタルジックを標榜している）、本質的に改作に適さない）、即ち創作性に欠け、二次的著作物でもなく、元の図形と変わらないので、著作権法で保護されるべきだと認定することは難しい。よって、検察官が提示した証拠だけでは、被告人が著作権法違反の罪を犯したことを証明するには不十分であり、被告人の犯行について立証することができないので、無罪判決を下すべきである。

2022年6月21日

刑事第八廷裁判官 梁義順



TIPLo 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2023 TIPLo, All Rights Reserved.